

全国広域連携市議会協議会 平成31年度活動方針

広域連携に関わる市は、これまで、一部事務組合や広域連合等における事務の共同処理制度を活用し、行政の効率化及び住民サービスの向上に努めてきたところである。

今後、人口減少・少子高齢化により社会構造が大きく変化する中、持続可能な行政サービスを提供するためには、地域の実情に応じた広域的な対応が不可欠であり、平成26年の改正地方自治法により、新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用した地方自治体間の広域連携への取組がますます重要となっている。

また、平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」においても、連携中枢都市圏、定住自立圏の推進など、まちづくりにおける地域連携を推進するための施策が明記されており、連携中枢都市圏及び定住自立圏の形成に取り組む地方自治体が増加している。

さらには、平成30年7月5日に発足した第32次地方制度調査会における諮問事項においても、圏域における地方自治体の協力関係が盛り込まれており、審議が行われているところである。

このようなことから、今後も引き続き広域連携に関わる市に対する適切な支援措置が必要である。

よって、本協議会は、平成31年度において、今後の広域連携施策の充実に向け、下記の活動目標及び活動方法によりその実現を図る。

記

第1 活動目標

1 広域連携施策の推進について

連携中枢都市圏及び定住自立圏並びに一部事務組合や広域連合等の事務の共同処理等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、都道府県を越えた地域の連携など多様な広域連携のあり方を視野に入れ、その推進に当たっては、地方自治体の意見を十分反映することを求める。

2 広域連携施策に対する財政支援について

広域連携施策に対する財政支援については、地方自治体の実情に応じて適切に措置することを求める。

3 連携中枢都市圏及び定住自立圏の取組について

連携中枢都市圏及び定住自立圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、今後も、地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう、対象条件の更なる緩和及び財政支援措置の拡充を図ることを求める。

4 まち・ひと・しごと創生における広域連携施策について

まち・ひと・しごと創生における広域連携施策の推進に当たっては、積極的に地方自治体に情報提供するとともに、地方自治体の意見を十分反映することを求める。

第2 活動方法

開催日	時刻	会議名	会場
平成31年 7月30日(火)	13:30	監事会議	全国都市会館 6階「議長応接室」
	14:30	正副会長・監事・相談役会議	全国都市会館 3階「第1会議室」
	会議 終了後	要望活動 (正副会長・監事・相談役)	
10月25日(金)	13:00	正副会長・監事・相談役会議	全国都市会館 3階「第2会議室」
	14:00	第71回理事会	全国都市会館 2階「大ホール」
	理事会 終了後	要望活動 (正副会長・監事・相談役、 理事)	
平成32年 2月13日(木)	13:00	正副会長・監事・相談役会議	都市センターホテル 7階「701」
	14:00	第72回理事会	都市センターホテル 3階「コスモスホール」
	15:00	第51回総会	都市センターホテル 3階「コスモスホール」

活動目標達成のため、政府、国会、各政党及び関係国会議員等に対し、平成32年度予算概算要求や政府予算編成等に向けて要望活動を行うこととし、下記の事業を実施する。